

戸籍の電算化が始まります
【第3回目】「氏」や「名」の文字について

「氏」や「名」が辞典に載っていない文字の場合、法務省の通知に基づき、常用漢字や人名用漢字などに置き換えられます。

これは、戸籍の電算化をしているすべての市区町村で行われています。

左記の例は、置き換えられる文字例のごく一部であり、対象となる方には8月中に通知しますので、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

なお、この置き換えは氏名が変更するものではなく、戸籍表記上の文字を修正するものであり、運転免許証や土地登記簿などの変更手続きは必要ありません。

住民票や印鑑登録証明書などは自動的に戸籍と同じ表記になります。

町発行の国民健康保険被保険者証などについては、そのまま使用してください。

不明な点がありましたら、下記に問い合わせください。

置き換えられる文字の例

使用できない文字		電算化後
藤・藤	→	藤
邊・邊	→	邊
真	→	眞
博	→	博
喜	→	喜
善	→	善
齋	→	齋
伊	→	伊
泰	→	泰
裕	→	裕

申し出により文字を変更できる場合があります

「氏」や「名」が辞典に載っていない文字の場合、申し出によりいつでも常用漢字や人名用漢字などに変更することができます。変更の例として次のようなものがあります。

- 現在の戸籍で「真」の文字の方は、電算化後は「眞」になりますが、申し出をすることで「真」にできます。
- 現在の戸籍で「英」の文字の方は、電算化後も「英」のままですが、申し出をすることで「英」にできます。

■申し出により変更できる文字の例は下記のとおりです。

現在の表記	真・眞	邊・邊・邊	英	芳	原	し
	↓	↓	↓	↓	↓	↓
申し出をすると…	真	辺	英	芳	原	し

申し出により文字を変更する方は、印かんを持参の上、下記窓口にお越しください。

なお、文字によっては申し出で直せない文字もありますので、詳しくは下記に問い合わせください。



国勢調査

平成22年10月1日

国勢調査は、わたしたちの国の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づき5年ごとに実施する、最も重要な統計調査です。
日本に居住しているすべての方が対象となります。

調査の流れ

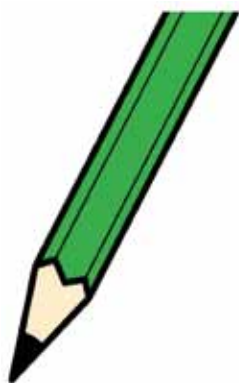
① 調査員が訪問



② 調査票への記入依頼



③ 調査票へ記入



④ 調査票を提出



※調査員への直接提出（調査員回収）または郵送での提出を選択できます。

調査の結果は、わたしたちの暮らしのさまざまな分野で役立てられる基礎データとなります。
9月下旬に調査員が訪問しますので、国勢調査への回答をよろしくお願いします。

問い合わせ 役場企画財政課企画調整係（2階⑩番窓口 ☎485-2111内線222）